

平成 13 年 12 月 18 日

各 位

株式会社あさひ銀行 (コード8322)
東京都千代田区大手町一丁目 1 番 2 号

海外拠点の廃止認可について

あさひ銀行(頭取 ^{やなせ ゆきお} 梁瀬 行雄)は、本日、海外拠点の全面的な廃止について、金融庁より認可を取得しましたので、お知らせ致します。

海外拠点(海外支店・海外現地法人)の全面廃止につきましては、当初計画(平成 13 年 5 月公表)では、平成 14 年 9 月までとしておりましたが、当行が取組む経営改革(『変革の 180 日』)でも公表致しましたとおり、資産効率の抜本的改善策のひとつとして、前倒して実施することとし、本日(12 月 18 日)、金融庁より、全支店の廃止認可を取得致しました。

なお、海外支店における顧客取引につきましては、平成 13 年 12 月を目処に全支店で終了し、平成 14 年 3 月末日までに、海外支店の資産について、ゼロバランスとする予定です。

また、加州あさひ銀行についても、既に、売買契約を締結済みであり、2 月末日までに譲渡が完了する予定です。

この結果、海外支店ならびに海外現地法人は、今年度中に実質的に全拠点が廃止となり、平成 14 年 3 月末の決算における当行の自己資本比率規制につきましては、国際統一基準から国内基準の適用へ移行することとなります。

なお、国内基準適用後も、当行の自己資本比率は、国際統一基準を上回る 9%以上を維持する予定です。

以上により、当行は、従来より目指して参りました地域密着型のリテールバンキングビジネスに、さらなる経営資源の集中を図ることが可能となります。

今後、あさひ銀行は、大和銀行グループとの経営統合により、メガバンクとは路線の異なるスーパーリージョナルバンクを構築することで、地域金融への取組み強化を通じ、強固なフランチャイズを有し、リテールのお客さまに最高水準のサービスを提供することができる、新しいグループの創造を目指して参ります。

以 上

【参考】

	平成 13 年 3 月末	平成 13 年 9 月末	平成 14 年 3 月末
海外支店 (拠点数)	ニューヨーク、ロンドン、香港、 上海、ソウル、シガポール、 ラオス、ドミニカ (8)	ニューヨーク、ロンドン、香港、 上海、ソウル、シガポール、 ラオス、ドミニカ (8)	(0)
海外現地法人 (拠点数)	あさひファイナンス(ケイマン) 加州あさひ銀行 (2)	あさひファイナンス(ケイマン) 加州あさひ銀行 (2)	あさひファイナンス(ケイマン) (1)
資産	16,647 億円	11,469 億円	0

あさひファイナンス(ケイマン)は、資金調達に目的を特定した海外現地法人です。

本ニュースリリースには証券取引法第 166 条に定められた重要事実当たる情報が含まれる可能性があります。重要事実を含むニュースリリースをご覧になられた方が、その重要事実が証券取引法施行令の規定に従い公開された後 12 時間以内に、当社の株式などの売買等を行った場合、いわゆるインサイダー取引規制違反として、証券取引法の規定に抵触するおそれがありますのでご注意ください。